

京都大学	博士 (法 学)	氏名	丸本 由美子
論文題目	加賀藩救恤考－非人小屋を中心に－		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、加賀藩を対象に、近世日本における「救恤」＝困窮者扶助制度の形成と運用過程を分析するものである。とくに、困窮者保護施設として全国的にも早い時期に成立した加賀藩の「非人小屋」に焦点があてられている。</p> <p>第一部では近世前期における非人小屋の成立過程を検討する。加賀藩非人小屋は、寛文の飢饉に際し、居住地を離れ都市金沢に流入した「飢人」を収容し、衣食住を保障すると同時に医療を提供し、必要に応じ職業訓練を施して復帰させるための施設として、寛文10(1670)年に創設された。続く元禄の飢饉では、この施設は最大3500人もの困窮者を収容し、深刻な社会的危機を乗り越えるための重要な役割を担った。すなわち、「在方」＝農村部で困窮した庶民にとって、都市に流入・滞留すること自体が藩への支援要請に相当し、非人小屋とそれが置かれた都市は在方が生き残るための最後の砦としての意味を持っていたのである。非人小屋は、ひとり困窮者の生活扶助・再建を目指すのみならず、藩の生産力を保持するための政策的意図を帯びた施設でもあった。その意図を端的に示す「里子」制度は、体力を回復した収容者を集団で開拓に従事させ、新規に村を開かせるものであった。</p> <p>第二部・第三部では非人小屋が万全の機能を果たし得なくなり、その役割を補完する措置が必要となった近世後期の状況を考察する。</p> <p>近世前期における藩の救恤措置は総じて為政者の意図した通りに運営されていたと評価できるが、近世後期においては、藩財政窮乏の下で運営上の困難が増大した。家臣や民間に救恤の実施を委託し、それに対し篤志家としての顕彰など名誉をもって報いることが行われたのもその表れである。</p> <p>近世後期における最も深刻な飢饉となった天保の飢饉に際しては、最大4000人を収容したとみられる非人小屋のほかに、新たな困窮者保護施設として市内各所に「御救小屋」が設置されて併用された。また初期の飢饉では救済を受ける客体は、財産の有無や性別を基準とした区分にもとづき、該当分類ごとの一律の給付を受けていたが、天保飢饉時には、より広い範囲に対する給付が、よりきめ細かい対処の下で行われている。</p> <p>本論文がとくに注目したのは、非人小屋と御救小屋の併存という事態である。先行研究では、同種の施設としてその差異に十分な注意が払われてこなかった両施設について、本論文は以下のような違いがあることを明らかにした。まず、非人小屋収容者は「人別根送り」として従来の居住地の人別から除かれるのに対し、御救小屋ではそうではなかったこと。これは、非人小屋からの退出者が農村奉公人として居を移すケースがあったことと無関係ではなく、また、御救小屋が困窮者の恒久的な収容施設ではなく、収容者が回復次第、旧地</p>			

に帰らせることを前提として設置されていたことに基づくと考えられる。なお、非人小屋内に「乱心者」＝精神疾患者の収容設備が置かれていたことは、緊急時の保護施設としての御救小屋に対し、平時における多様な目的を持つ恒久的保護施設としての非人小屋の性格の違いを反映するものと考えられる。さらに、それぞれの収容者の呼称が注目に値する。非人小屋の収容者は当初は「非人」と呼ばれていたが、時代を下るに従い「御救人」と呼ばれるようになった。御救小屋の収容者は当初から「御救人」と呼ばれている。加賀藩において「非人」の語は、困窮者と賤民との二つの意味で使用される。藩政前期の救恤関連史料に言及される多くは、前者の「非人」＝零落した農商民である。藩は当初、用語上で両者を区別しようとしたが貫徹できず、実際には社会的実態としても混在していた。18世紀以後、被差別民の隔離が政策的に行われ身分上の非人に対する賤視が強まっていくと、それに伴い、小屋の内外から「『非人』小屋」に対する忌避感が生じた。この傾向は藩政後期には、非人小屋入所者の再就職に差し支えるほどになっていた。これが、後発の困窮者収容施設に「御救」という、より広義で中立的な名辞を冠した理由と考えられる。

困窮者の救済制度の設計は突き詰めれば「給付」と「免除」しかなく、その意味では各種負担の減免措置と恒久的な衣食住の給付施設＝非人小屋が成立した時点で、加賀藩の救恤制度は完成していた。このように近世前期に早期的に成立していた施設を、各時代の状況に合わせどのように運用していくか、すなわち、制度を風化させることなく活用させ続ける創意工夫の連鎖こそが、加賀藩救恤政策の要諦であったと結論づけて、論文は結ばれている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、近世日本における困窮者保護制度の一典型としての、加賀藩救恤制度の全体像を、法制・行政史料を用い精密に究明するものである。

本論文の最大の長所は、史料の豊富な残存が知られる加賀藩という対象地域の利点を余すところなく生かした、徹底した史料の博搜と活用である。主題に関連する先行研究の成果も網羅的に渉猟したうえで、公刊された史料集のみならず、金沢の文書館に保管される未公刊の一次史料も多数利用され、とくに論述の中心となる「非人小屋」の形成・運用過程については、管理規則や運営経費の明細など微細な点にわたり克明に記述することを可能にしている。

この徹底した史料の検討が、先行研究での理解に修正を迫る、いくつもの歴史的事実の発見につながっている。なかでも重要な成果が、従来しばしば同一視され混同されていた、「非人小屋」と「御救小屋」との二つの施設の性格の差異を解明したことである。そしてその重要な背景として、江戸初期においては単なる貧困者を意味することがあり得た「非人」の語が、江戸後期においては被差別民としての語感を強めたため、新しい救済施設では「非人」の語を避けて「御救」の語が用いられたことを指摘した。ここからさらに本論文は、貧困一般と社会的差別の関係という大きな問題設定への取り組みをもみせるが、ただし、この問題のより一般化された考察は将来の課題として、ここでは史料から知り得る事実の摘出にとどめられている。

このほか、本論文の大きな成果として、困窮者保護制度をもっぱら上からの、藩の政策の観点から考察していた先行研究に対して、史料の中から極力、救済を求める側の視点を導き出していること、また、加賀藩領における都市と農村との関係に注意を払い、飢饉時においては都市金沢の存在そのものが農村部の困窮者を吸収し領内全体の疲弊を緩和する機能を果たしていたという視点を提示していることが挙げられる。このように、治者・被治者、都市・農村と、従来の研究ではそれぞれ切り離されて考察されていた局面を有機的・立体的に総合して理解する視点を提示した点は、本研究の大きな特色であり成果である。

本研究はこのように加賀藩地域史料に密着した研究であり、それが上記のような成果を生む所以であったが、一方では、あくまでも史料のみに語らせようとする姿勢が、ただちに本研究の短所となっているとも指摘することはできよう。本論文では加賀藩救恤制度が近世日本全体の実践のなかでどのように評価できるのかという比較・総合の視点は十分ではなく、まして他の時代・地域にも通ずる一般的な考察へと広げる努力はほとんどなされていない。著者にはこれらを今後の課題として期待したいが、本論文の着実な成果

はその作業のための基礎としての価値は失わないであろう。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しい優れた研究であると認められる。なお、平成25年8月7日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。